

働き方改革推進アドバイザー及びカスタマーハラスメント防止対策コンサルタント派遣業務委託に係る質問及び回答

番号	該当文書	該当箇所 (頁等)	質問内容	回答
1	仕様書	5 ページ 4 業務委託の内容 (4) 募集チラシの作成、企業等・事業者等へのアプローチ等 (1) DM 送付、電話等によるアプローチ	仕様書に電話番号や通話料の記載がありませんが、左記について、受託者側での確保や負担は不要、という理解で良いでしょうか？ 上記理解に相違や過不足があれば、正しい内容をご教示ください。	電話番号は受託者において用意してください。 また、派遣先開拓のための電話によるアプローチに必要な通話料は、委託料の中に含まれていますので受託者側で負担していただきます。
2	仕様書	6 ページ 5 業務運営体制 (3) 問合せ窓口の設置	下記の「問い合わせ窓口」は、県からの問い合わせに対応する窓口でしょうか？ それとも、アドバイザーやコンサルタントの派遣候補先からの問い合わせ窓口でしょうか？ 後者の場合、以下の各点についてご教示ください。 ① 電話番号の用意や通話料はどのようになりますか（仕様書に記載無し） ② 問い合わせ総数は、最大で 7,000 件（DM 送付数） ③ 営業時間が仕様書に無いので、受託者の指定で良いでしょうか（9-17 時を想定） ④ その他考慮事項があればご教示ください。	「問合せ窓口」は、アドバイザーやコンサルタントの派遣先、もしくは本事業に興味をもった企業等からの問合せを受ける窓口です。 ① 電話番号は受託者において用意してください。 通話料については、フリーダイヤルを用意する必要はありませんので、発信者負担となります。よって、企業等から問合せを受ける際は受託者の負担は発生しませんが、受託者からかけ直す際は受託者側で負担していただくこととなります。 ② 問合せの総数は、県では把握していませんが、令和 7 年度の委託先事業者(ただし、令和 7 年度は働き方改革推進アドバイザー派遣業務のみ)に確認したところ、電話・FAX・メール合わせて、事業期間全体を通じて 100 件程度の問合せ(事業内容に関する問合せ)があったとのこと。このほか、派遣が決まった、もしくは派遣中の企業等からの問合せも随時発生します。 ③ 詳細については、契約時に県と受託者の間で決めることとなりますが、一般的な就業時間(年末年始を除く平日の 9 時から 17 時)は対応していただくことを想定しています。 ④ 特にありません。